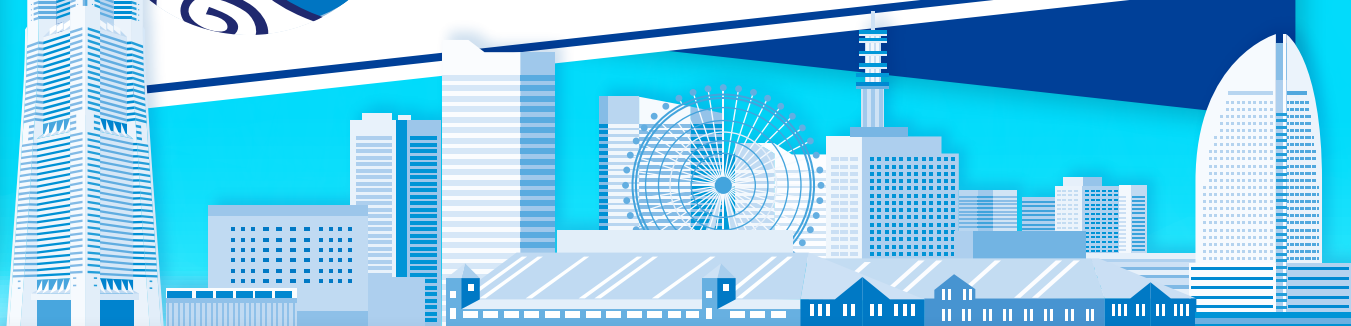


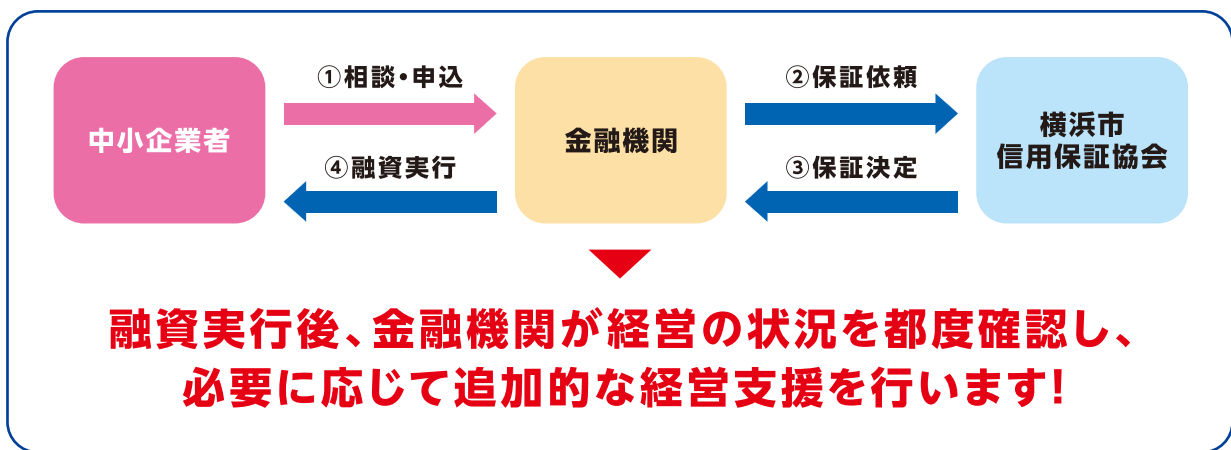


新型コロナウイルス感染症の影響を受けた  
中小企業の経営改善を伴走支援します!

# 伴走型経営支援 特別資金



## 融資・伴走支援の流れ



保証料率

**0.100%~0.575%**

融資額

**1億円以内**

融資期間

**10年以内**

据置期間

**最大5年間**



横浜市経済局

(令和6年4月1日時点)

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート



※記載内容は令和6年4月1日時点のものです。予算上限に達した場合等は、条件の変更や制度の終了となることをご注意ください。最新の情報はホームページ等でご確認ください。

制度名	伴走型経営支援特別資金
融資の対象となる方	<p>経営行動計画を策定した次の①～④いずれかの方</p> <p>①セーフティネット保証4号の認定を受けた方</p> <p>②セーフティネット保証5号の認定を受けた方</p> <p>③セーフティネット保証4号・5号いずれの認定も受けていない次の(1)～(3)いずれかの方</p> <p>(1)最近1か月間の売上が前年同月の売上高より5%以上減少している方</p> <p>(2)最近1か月間の粗利率(売上高総利益率)又は売上高営業利益率が前年同月若しくは直近決算より5%以上減少している方</p> <p>(3)直近決算の粗利率(売上高総利益率)又は売上高営業利益率が直近決算前期より5%以上減少している方</p> <p>※最近1か月とは、申込書類記入月の前月、前々月又は前々々月です。</p> <p>④激甚災害(激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた方</p>
資金使途	<p>①・②経営の安定に必要な運転資金及び設備資金</p> <p>③運転資金及び設備資金</p> <p>④事業の再建に必要な運転資金及び設備資金</p>
融資額	1億円以内
融資期間	<p>●運転資金…10年以内</p> <p>●設備資金…10年以内 (据置60か月以内を含む)</p>
融資利率	<p>●固定金利</p> <p>1年以内…0.9%以内</p> <p>3年以内…1.2%以内</p> <p>5年以内…1.4%以内</p> <p>10年以内…1.6%以内</p>
保証人	<p>次の①及び②を満たす場合、法人代表者の連帯保証を不要とする。</p> <p>①令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除対応確認書」記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること</p> <p>②直近の決算における法人と経営者の資産及び経理の分離がなされており、かつ法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)が社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p>
担保	必要に応じて条件となることがあります。
保証料率	<p>融資対象者①・②・④:0.100%(国による補助後、横浜市1/2助成)</p> <p>融資対象者③:0.100%～0.575%(国による補助後、横浜市1/2助成)</p>

## 詳しくは相談窓口にお問い合わせください

部署名	保証担当地区	電話番号	住所
本所(保証課)	中区 磯子区	045-662-6623	横浜市中区山下町22 山下町SSKビル10階
北部支所	港北区 緑区 青葉区 都筑区	045-470-5600	横浜市港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階
西部支所	鶴見区 神奈川区 西区 保土ヶ谷区 旭区 瀬谷区	045-319-5335	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階
南部支所	南区 金沢区 戸塚区 港南区 栄区 泉区	045-844-6621	横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階

横浜市信用保証協会LINE公式アカウントでは、制度の創設や変更、セミナーの開催案内等の取り組みをお知らせしております。右の二次元バーコードからお友達登録をお願いします。

